

協議第 1 1 号

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成 1 6 年 1 月 1 4 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	1 - (3)	新町の名称
新町にふさわしい名称を選定する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

(協議第 11 号関係)

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

協 議 項 目	新町の名称について
調 整 方 針	新町にふさわしい名称を選定する。
項 目	参 考 資 料
根 拠	地方自治法第 3 条第 3 項により、地方公共団体の名称を変更しようとするときは、条例でこれを定めることとなっている。 合併により、美方町・村岡町・香住町を廃し、その区域をもって新しい町が設置されるため、各町の名称は消滅する。そのため、合併後の新町の名称を合併までに決定しておく必要がある。
選 定 方 法	1 . 名称の表記について 名称については法的に制限されていないが、記号やローマ字等 (日本の文字でない文字) を使用している市町村はない。 2 . 名称選定にあたっての観点について 地域が地理的にイメージできる名称 地域の特色を表す名称 地域の歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新町としてふさわしい名称 3 . 選定方法について 関係町住民による一般公募によりふさわしい名称を抽出し、合併協議会で決定する。 一般公募に際しては、特段の制約は設けない。
そ の 他	郡名の取扱いについて 郡名については、県に地元の意向を申し述べるができることから、協議会において町名を決定する段階で、郡名についても合わせて協議し、確認書を作成する。

項 目	参 考 資 料
【参考法令】 地方自治法(抄) 第 3 条抜粋 第 259 条抜粋	(名称) 第 3 条 (第 1 項、第 2 項略) 3 道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。 4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。 5 地方公共団体は、第 3 項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。 第 259 条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。 2 郡の区域内において市の設置があったとき、又は郡の区域の境界にわたって市町村の境界の変更があったときは、郡の区域も、また、自ら変更する。 3 郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第 1 項の例によりこれを定める。